

## 子ども・子育て支援新制度における各種基準について

## 1 これまでの経緯について

3月26日	子ども・子育て会議 (第4回)	・各種基準(案)概要を説明 ①幼保連携型認定こども園の設備運営基準 ②家庭的保育事業等の設備運営基準 ③特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営基準 ④保育の必要性の認定について(※) ⑤放課後児童健全育成事業の設備運営基準(※)
4月10日	意見募集 (5月9日まで)	・意見提出人数 38人 ・意見の数 115件 (認定こども園関係) 20件 (家庭的保育事業関係) 16件 (特定教育・保育施設関係) 7件 (保育の必要性の認定関係) 11件 (放課後児童関係) 31件 (その他制度全般) 30件
4月14日 15日	幼稚園説明会 保育所・学童説明会	・各種基準(案)概要を説明
4月30日	府省令公布 (官報写しを別添)	

## 2 6月議会提出予定条例について

- (1) 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例  
幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する「幼保連携型認定こども園」の設備や運営基準を定めるもの
- (2) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例  
家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育の設備や運営基準を定めるもの
- (3) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
新制度において給付を受ける施設・事業所の運営基準を定めるもの
- (4) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法等の改正に伴い、保育所の設備および運営に関する規定を改めるもの
- (5) 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例  
社会福祉審議会児童専門分科会を、幼保連携型認定こども園に関する審議会に位置づけるもの

※ 「保育の必要性の認定」については、6月以降公布予定の「子ども・子育て支援法施行規則(仮称)」の内容を確認後、本市規則として制定する予定。

※ 放課後児童健全育成事業の基準については、国基準と本市の現状をふまえ検討する必要があることから9月議会に提出する予定。